

健保組合 理事・議員  
適用事業所健保担当者  
の皆様へ

初版 平成23年 3月 4日  
改定 令和 2年 4月 1日

---

# 健康保険組合は、 『個人情報保護』に 積極的に 取り組んでいます

---

健康保険組合は常に被保険者やその家族の様々な個人情報を取扱っています。

その為、健康保険業務を遂行する際には、個人情報保護の視点が重要となります。そこで、規範となる「個人情報保護法」の概要と、当健康保険組合の取り組みについてお知らせいたします。

皆さんも是非ご一読いただき、ご理解を深めていただき、ご協力をお願いいたします。

**シチズン健康保険組合**

## 個人情報保護法とは

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、平成15年5月30日に公布され、「個人情報取扱事業者」の義務や罰則などについては、平成17年4月1日から全面施行されました。

今日のようなIT社会では、個人情報を利用した様々なサービスが提供されることで生活が大変便利になっていく一方、個人情報が誤って取り扱われた場合、多方面にわたる影響が発生し、個人面でも被害を受けることが考えられます。

そこで、社会の皆さんが安心して高度情報社会のメリットを享受できるように、個人情報の適正な取り扱いのルールを定めたものが「個人情報保護法」です。

この様に、個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利・利益を保護することを目的としています。

## 個人情報の定義

個人情報とは、「生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」と定義されています。

氏名、住所、年齢、性別、電話番号、メールアドレスなどももちろん、収入、趣味、職歴、病歴などはすべて個人情報として保護の対象になります。

## 健康保険組合と個人情報

私たち健康保険組合は、被保険者とご家庭の皆さんに関する様々な情報（個人情報）を所有しており、「個人情報取扱事業者」となります。被保険者等の情報は、健康保険組合に加入している皆さんへ必要なサービスを提供するためには、必要不可欠なものですが、こうした情報は当然ながら個人情報保護法の対象になります。

個人情報保護法では、取扱事業者が個人情報を取り扱う際の最小限のルールを定め、その実情に応じて自律的に取り組むことが期待されています。そこで、私たち健康保険組合でも法の趣旨をよく理解し、遵守していくために、基本方針を定め、同時に、基本方針に基づいたさまざまな方策を推し進めていくことが必要になります。

### 健康保険組合の個人情報保護への取り組みについて

シズン健康保険組合（以下「当組合」といいます。）では、個人情報の保護について以下のような考えのもと、取り組みをすすめています。

健保組合は、健康保険法が定める目的「労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、保険者（健保組合）に対して、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定しております。

このようなことから、当組合は、被保険者やその家族（以下「加入者」といいます。）の病気やケガの治療費をみるだけでなく、出産や死亡した時の費用も補助し、病気やケガ、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費への補助も行っています。さらに、加入者の健康の保持増進のために健康診査、生活習慣病予防、健康増進イベントへの補助など必要な事業も行っております。

加入者の個人情報は、当組合が以上のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、取り扱うことを最大の課題と認識し、事業運営に関わる全役職員及び関係者に徹底していきます。

また、当組合では、次に掲げた事項（プライバシーポリシー）を常に念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くします。

## 個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

当組合は、加入者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号などのほか、適用関係情報（資格の得喪、標準報酬情報等）、現金給付関係情報（埋葬、分娩、出産、傷病手当金、付加給付等）、レセプト関係情報（医療費、受診、治療情報等）、健康診査関係情報（健診データ等）、健康管理に関する情報（保健施設利用情報、組合行事関連情報）などの個人情報（特定の個人を識別できる情報）について、以下の方針で取り扱います。

- (1) 当組合は、個人情報保護法及び関係する法令並びに当組合の個人情報の保護に関する「個人情報保護管理規程」を遵守します。
- (2) 当組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問い合わせ並びに開示、訂正、削除を求められたときは、健康保険法等の法令並びに個人情報保護管理規程等に従い、対応いたします。
- (3) 当組合は、次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
  - ① 個人情報保護取扱責任者の選任による責任の所在の明確化
  - ② 個人情報の漏えい、破壊、紛失、改ざん、誤用等を防止するための厳重なセキュリティ対策の実施
  - ③ 安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限の実施
  - ④ 個人情報の保護についての職員教育の徹底
- (4) 当組合は、個人情報の収集にあたり、健康保険法等の法令等で収集が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、利用目的を明らかにし、収集した個人情報は、利用目的の範囲のみで使用し、第三者に提供は致しません。
- (5) 当組合は、利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理及び監督を行います。
- (6) 当組合は、当組合の個人情報データベースに保管されている加入者の個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、加入者からの請求により、速やかに訂正等を行います。

なお、本基本方針及び個人情報保護管理規程等は、法令等の制定改廃や情勢の変化により、適宜変更致します。

## I. 個人情報の利用目的

健康保険組合においては、被保険者やその家族から頂いた各種届出書などに記載されている個人情報、そして、医療機関等から送付されてくる「診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます。）」記載の個人情報等を数多く取り扱っています。

当組合の個人情報の利用目的は、概要として「加入者の業務外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行うこと」になります。そして、より詳細で限定的な利用目的とし、また、あらかじめ本人（被保険者等）の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとされています。

そのため、当組合は、保護法の規定に従い、保有する個人情報に関し、『利用目的』を次のとおり決めました。

### 1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・保険給付及び付加給付の実施
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・高額療養費及び一部負担還元金等の自動払い
  - ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
  - ・第三者行為に係る損保会社等への求償
  - ・健康保険組合連合会の高額医療給付の共同事業

### 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・被保険者資格の確認並びに標準報酬月額及び標準賞与額の把握
  - ・健康保険料の徴収
  - ・被扶養者の認定
  - ・健康保険被保険者証の発行
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

### 3. 保健事業に必要な利用目的

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
  - ・健康増進施設（保養所等）の利用中介
  - ・高額医療費・出産費に係る資金貸付事業の実施
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
  - ・医療機関への健診の委託
  - ・被保険者等への医療費通知
  - ・被保険者、被扶養者への健診結果情報提供
  - ・健康保険組合連合会主催の共同事業
  - ・保健事業の事業実施（常備薬の配布・斡旋、生活習慣病予防事業、ジェネリック医薬品使用促進）に係る委託

### 4. 診療報酬の審査・支払いに必要な利用目的

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
  - ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

### 5. 健康保険組合の運営安定化に必要な利用目的

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・医療費分析・疾病分析
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・医療費分析、疾病分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

### 6. その他

- ①健康保険組合内部業務での利用
  - ・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・健保組合の管理運営業務に係る記録資料
  - ・適正な経理事務の執行
- ②他の事業者等への情報提供を伴う業務での利用
  - ・業務の適正処理のための照会又は回答（保険者間の情報交換）
  - ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

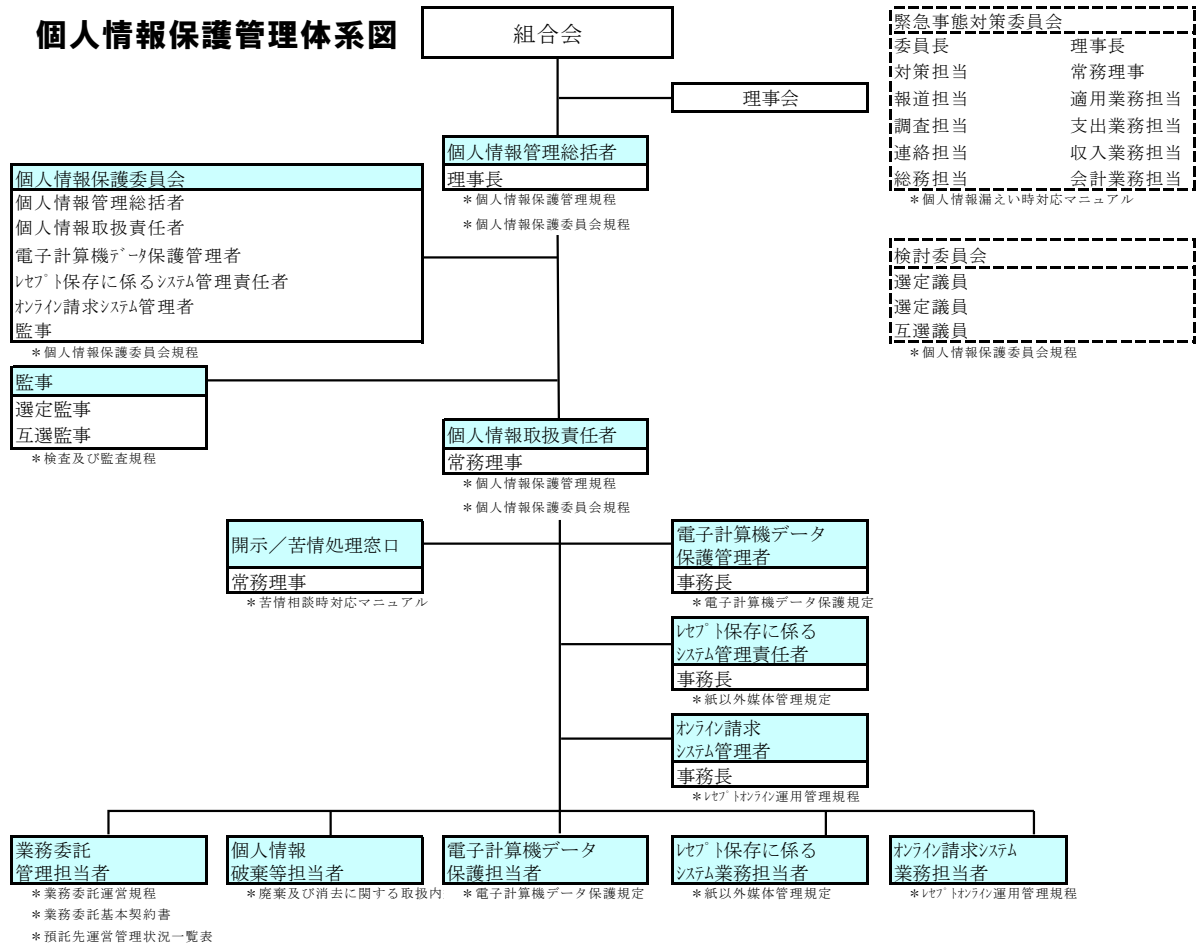
なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

## II. 個人情報保護管理体制

健康保険組合において、個人情報の適正な取扱を推進するため、個人情報管理を統括する組織体制をつくり、規程の制定や安全管理措置の計画立案等を実施しています。

### 1. 個人情報保護管理体制

個人情報保護取扱責任者の選任等を含め、個人情報保護管理体制は以下の通りとなっています。



### 2. 個人情報保護管理関係規程等

個人情報保護管理に関する「組織的」な安全管理措置のひとつとしての当組合にて遵守すべき規程等については、以下の通りとしています。

個人情報保護管理規程
個人情報保護委員会規程
業務委託運営規程
診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領
保有個人データの開示・訂正・利用停止等にかかる取扱要領
電子計算機処理データ保護管理規程
健保システムサーバ等の運用管理に関する取扱内規
ドキュメント・磁気媒体の運用管理取扱内規
個人情報保護管理に関する点検要領・チェックシート
個人情報の廃棄及び消去に関する取扱内規
個人情報に関する苦情・相談時対応マニュアル
個人情報漏えい時対応マニュアル
レシートオンライン請求システムに係る運用管理規程

### 3. 安全管理対策

個人情報保護のポイントである、「人的」、「物理的」、「技術的」安全措置として、当組合は、以下の如く対応を講じています。

#### (1) 職員への教育研修／誓約書の提出

事務局スタッフについては、業務遂行に際して、シチズン健保作成の「個人情報保護ハンドブック」を常に参照することとし、また、折に触れ、外部講習等に参加することとしています。

なお、就任時、退職時に個人情報保護に関する『誓約書』を提出しています。

同時に、各適用事業所の担当者の方にも、業務就任時及び業務離任時に個人情報保護に関する『誓約書』を提出してもらっています。

#### (2) 安全区画の設置／アクセス制限／アクセス記録の保存

健保の事務室については完全個室のうえ出入口には電子入退場システムを設置しています。又、パソコン画面はプライバシーフィルターを施す等、職務状況が見られないように措置しています。

基幹業務システムサーバ、個人別パソコンについては、「パスワード」を使用し、アクセスの制限をさらに追加しています。

基幹業務サーバーについても、個人別業務遂行メニューを設定し、担当業務範囲以外の業務処理は出来ないように制限を加えています。

さらに、基幹業務システムにおいては、6ヶ月間のアクセス記録（業務処理ログ）を保存しています。

#### (3) 業務委託者の選定と監督

健保の業務を外部委託する際には、「業務委託運営規程」等で、適正に業務処理が遂行できる業務委託先を選定し、健保理事会にて、毎年度、業務委託先の承認を得ることとしています。又、適宜、業務委託先の業務遂行状況の实地監査を実施しています。

## Ⅲ. 個人情報の第三者への提供

### 1. 当組合における第三者提供の内容

健康保険組合は、原則として、あらかじめ本人の同意がなければ、保有する個人情報(個人データ)を第三者に提供することができませんが、加入者に対して、予め、第三者への提供を利用目的とすることなどを容易に知りえる状態にしてすることによって、個人データを第三者へ提供できることになっております。

従いまして、当組合では、事前に第三者への提供を利用目的とする事業を以下の如く明確に（ホームページ等への掲載）し、本人の同意を得ずして、第三者への個人データの提供を行っています。

(1) 医療費通知については、世帯分をまとめて被保険者に通知すること。

(2) 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかず、事業主経由で支給すること。

(3) 付加給付（医療費等負担額を軽減する法定以上の上乘せ給付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。

(4) 出産育児一時金などの現金給付を事業主経由で支給すること。

(5) 保健指導、健康相談等を効果的に進めるために、健診・保健指導結果、人間ドック受診結果等を事業主に通知すること。

## 2. 法令等に基づく第三者への個人情報の提供

当組合は、あらかじめ被保険者等の事前の同意を得た場合を除き、被保険者等の個人情報を第三者に提供いたしません。ただし、次の各号に該当する場合は、被保険者の同意を得ることなく、被保険者等の個人情報を第三者に提供することが出来ることとしています。

- (1) 法令の定めに基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、被保険者等の同意を得ることが困難である場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために必要であって、被保険者等の同意を得る事が困難である場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被保険者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

## 3. 第三者への提供の停止手続

特段の申し出がない場合、同意を載いているものとして取り扱いますので、もし、同意されない場合、第三者への提供を停止する場合には、個人情報取扱責任者までご連絡をもらうこととしています。また、医療費通知につきましては、家族の方の同意を要する事項ともなりますので、もし、ご家族の方で同意されない場合には、個人情報取扱責任者までご連絡をもらうことにしています。

## IV. 個人情報の共同利用

個人情報保護法では、個人情報の共同利用の概要について本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人情報の提供を受ける者は第三者に該当せず、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報を他へ提供することができるとされています。

当組合は、個人情報保護法の規定に従い、保有する個人情報に関し、『共同利用』の概要を健保ホームページ、パンフレットなどで被保険者に知らせています。

### 1. 健康保険組合連合会及びシチズン健康保険組合での高額医療費交付金申請のためのレセプト情報等の共同利用について

#### (1) レセプト情報等の共同利用の目的

当組合と健康保険組合連合会では、健康保険法に基づく事業として、高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を健康保険組合連合会から交付を受ける事業を実施しています。その費用申請のために、①電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名・性別・本人家族別・診療年月・レセプト請求金額等を記載した「交付金交付申請総括明細データ」ならびに「交付金交付申請総括明細書」を健康保険組合連合会・高額医療グループに提出します。この交付金を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されます。

#### (2) 共同利用する申請項目

前項の「交付金交付申請総括明細データ」または「交付金交付申請総括明細書」記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目。氏名・性別・生年月日・レセプト情報（診療内容）

#### (3) 交付申請データを共同利用する者の範囲（相手側）

健康保険組合連合会 高額医療グループ職員

<業務委託先 公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社>

(4) 交付申請データの管理について責任を有する者

①シチズン健康保険組合 東京都西東京市田無町 6-1-12 常務理事

②健康保険組合連合会 東京都港区南青山 1-24-4 高額医療グループ グループマネージャー

(5) 利用停止の手続き

特段の申し出がない場合、同意戴いたものとして取扱いますので、もし、共同利用の停止を希望される場合には、個人情報取扱責任者までご連絡をもらうこととしています。

2. シチズン時計（株）等の適用事業所及びシチズン健康保険組合での従業員基本情報の共同利用について

(1) 基本情報の共同利用の目的

①シチズン時計株等の適用事業所においては、基本情報の最新データを健康保険組合と共同利用することにより、健康保険に関わる手続きが円滑に行え、健康保険組合からの提示資料を従業員に配布する際に正確性を保て、且つ、迅速に行えます。

②シチズン健康保険組合においては、事業主への個人データの照会、健保業務を遂行していく際や保健事業等に関する案内書の作成及び募集業務等を行う場合、正確且つ迅速に行えます。

(2) 共同利用する基本情報

【項目】

○健保記号 ○健保番号 ○社員コード ○所属部署コード ○所属部署名 ○被扶養者の続柄

○被扶養者の性別 ○被扶養者の生年月日 ○郵便番号 ○住所 ○電話番号 ○E-mail 等

※共同利用する基本情報の項目はシチズン時計株等の適用事業所及びシチズン健保の協議により、変更する場合があります。

(3) 基本情報を共同利用する者の範囲（相手側）

シチズン健康保険組合に加入する事業所の人事・総務・医療スタッフ

(4) 基本情報の管理について責任を有する者

①シチズン健康保険組合 東京都西東京市田無町 6-1-12 常務理事

②シチズン健康保険組合に加入する事業所の事業主

(5) 利用停止の手続き

特段の申し出がない場合、同意戴いたものとして取扱いますので、もし、共同利用の停止を希望される場合には、個人情報取扱責任者までご連絡をもらうこととしています。

3. シチズン時計株等の適用事業所及びシチズン健康保険組合での健康診断データ等の共同利用について

(1) 健診データの共同利用の目的

①シチズン時計株等各社においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。また、職場だけでなく、従業員が健康な日常生活を送れるように、シチズン健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努める。具体的健診データの利用は、安全衛生グループにデータを保存し、産業医を中心とする健康相談、健康指導を実施する。

②シチズン健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、シチズン時計（株）等の



適用事業所とともに、従業員の健康の保持・増進に努める。

具体的健診データの利用は、シチズン健康保険組合のコンピューターにデータ保存し、健康相談、健康指導、生活習慣病対象者及びその予備群等の抽出を行い、保健事業の推進に活用する。

## (2) 共同利用する健診データ項目

### 【項目】

○問診 ○診察等（○身体・体重○肥満度○腹囲○視力・聴力○血圧○医師診察）○脂質

○肝機能 ○代謝系 ○血液一般 ○尿・腎機能 ○心電図 ○胸部X線 ○眼底検査

※上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

※健康診断項目は定期的に見直しを行うため、予告なく変更する場合があります。

## (3) 健診データを共同利用する者の範囲（相手側）

シチズン健康保険組合に加入する事業所の人事・総務・医療スタッフ

## (4) 健診データの管理について責任を有する者

①シチズン健康保険組合 東京都西東京市田無町6-1-12 常務理事

②シチズン健康保険組合に加入する事業所の事業主

## (5) 利用停止の手続き

特段の申し出がない場合、同意戴いたものとして取扱いますので、もし、共同利用の停止を希望される場合には、個人情報取扱責任者までご連絡をもらうこととしています。

当組合の個人情報については、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

1. 各種届出、申請書、レセプト等の紙に記載された個人情報については、当組合の「文書管理規程」に則り、規定保存年数まで倉庫に保存するなど、適正に保存管理を行います。
2. 規定の保存年数を経過した個人データや不要となった個人データについては、紙の書類は読み取れない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、専門委託業者に委託し、処理を行います。また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読み取れないようにするか、破砕して、廃棄またはリース返却します。

**シチズン健康保険組合は、これまで説明してきた如く、個人情報の保護に向けて、「組織的」、「人的」、「物理的」、「技術的」分野にわたり安全管理措置を構築してきております。**

**是非とも、当組合の取り組みについて、ご理解・ご協力をお願いいたします。**

【窓 口】シチズン健康保険組合 常務理事 長 孝（個人情報取扱責任者）

住 所：〒188-8511 東京都西東京市田無町6-1-12

電 話：042-468-4521 (Cat's) 721-22233

F A X：042-468-4653 E-Mail: ctzkenpo@citizen.co.jp

受付時間：9:00～17:45（土曜日、日曜日、祝日、年末年始等を除く。）